

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会
製品水委員会 品質規格部会

令和7年度『食品、添加物等』及び『食品表示の適正化に向けた』年末一斉取締りの実施について

拝啓、時下ますますのご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より当協会の活動にご理解とご協力を賜り、誠に有難う御座います。

厚生労働省より『令和7年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について』、消費者庁より『食品表示の適正化に向けた年末一斉取締りについて』の通達がありましたことをお伝えいたします。

【食品、添加物の年末一斉取締りについて】

- ① [健生発1118第2号] 令和7年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について_厚労省 2025111
<https://www.mhlw.go.jp/content/001596695.pdf>

- ② [健生食監発0918第1号] 「食品衛生監視票について」の一部訂正について_厚労省 20240918
実施期間:令和7年12月1日(月)から12月26日(金)まで
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/file/attachment/994127.pdf>

【食品表示の適正化に向けた年末一斉取締りについて】

- ③ [消食表第829号] 食品表示の適正化に向けた年末一斉取締りについて_消費者庁 20251118
実施期間:令和7年12月1日(月)から12月31日(水)まで
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/assets/food_labeling_cms203_251127_01.pdf

保健所等の監視指導時は、基本として上記②URL_別添3(食品衛生監視票)を使用しての確認(指導等)が実施されることと思われます。また衛生監視時には、現在経過措置期間(令和7年3月31日まで)である「PFASの水質検査についての状況確認」や「食品表示に関して」も確認されることが予想されます。

保健所等から要請で監査が実施される時は、保健所含め行政へのご協力をお願い致します。

敬具

年末に向かい工場内も慌ただしくなって来ることと思います。工場内での人身事故のみならず食品事故が発生しないように、オペレーション管理 及び、品質、衛生管理の確認・強化をよろしくお願いいたします。

製品水委員会 品質規格部会では、更なる宅配水業界の健全なる発展を目指して参ります。
委員会活動へのご理解とご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



一般社団法人
日本宅配水&サーバー協会
Japan Delivery Water & Server Association